

県南広域振興局長告示第 87 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 8 月 25 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
馬場歯科医院	一関市東地主町 45 番地	平成 18 年 6 月 4 日